

山梨県立北病院医事業務委託契約書

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、甲の医療事務に関し、次のとおり業務委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別添山梨県立北病院医事業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に規定する業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

2 乙は、前項の業務の実施に当たっては、誠意と責任をもって行うものとする。

（契約期間）

第2条 委託の期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

（委託料及び委託料の支払）

第3条 委託料は、月額 金 [REDACTED] 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額は含まない）とする。契約金額の総額は月額の委託料に36を乗じて得た額とする。

2 乙は、毎月の委託業務が完了したとき、契約金額（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く）に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を甲に対して請求できるものとする。

3 甲は、前項の請求を適法なものとして認めたときは、当該請求の書類を受理した日から30日以内に乙に対し委託料を支払うものとする。

4 人件費高騰その他予測できない事由により第1項に規定する契約金額を維持することが相当でないと認められるときは、甲と乙が協議の上、契約期間1年ごとに委託料を改訂することができるものとする。

5 契約内容を変更する必要があるときは、甲と乙が協議の上、契約金額を改訂することができるものとする。

（遅延利息）

第4条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の委託料の支払を遅滞したときは、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定めるところにより、契約日時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

3 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、年5パーセントの割合で計算した額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りでない。

（契約保証金）

第5条 甲は、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程第26条第1項第3号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(調査等)

第6条 甲は、乙の委託業務の処理状況について随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(報告等)

第7条 乙は、この契約及び仕様書に定めるところにより、毎月、委託業務の処理状況を甲に報告するとともに、委託業務が完了したときは、速やかにその旨を書面により甲に通知しなければならない。

(労働法上の責務)

第8条 乙は、乙の従業員に対する法令上の責任を全て負い、責任をもって管理し、甲に迷惑を及ぼさないものとする。

(規律維持)

第9条 乙は、委託業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある委託業務の履行に努めなければならない。

(情報セキュリティ)

第10条 乙は、この契約による委託業務を処理するための情報セキュリティについては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務遂行上知り得た情報を機密情報として扱い、これを第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報については、特段の定めがない限り、機密情報として扱わないものとする。

(1) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報で、情報の開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報

(2) 乙が機密情報を利用することなく独自に開発した情報

(3) 公知のもの又は甲若しくは第三者から得た後、乙の責めによらないで公知となった情報

3 乙は、前2条又は第1項の規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 前条及び前3項の規定は、契約の満了、解除等契約終了の事由にかかわらず、契約終了後もその効力を有する。

(設備・備品等の提供)

第13条 甲は、委託業務遂行のため、乙が必要とする設備、備品等を乙に提供するものとする。

(甲の解除権)

第14条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が委託期間内に委託業務を完了しないとき又は完了する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 委託業務の履行に関し、乙に不正の行為があったとき。

(3) 乙が契約上の責務を履行しないと認められるとき。

(4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。

以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条（以下「刑法の規定」という。）若しくは契約条項に違反する行為又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号（以下「自治令の規定」という。）に該当する行為を行ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約金額の全部又は一部を支払わないことができる。

(違約金等)

第15条 前条第1項第1号から第4号までの規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 独占禁止法若しくは刑法の規定に違反する行為が確定したとき又は契約条項に違反する行為若しくは自治令の規定に該当する行為を行ったと認められるときは、乙は、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 乙は、前2項の場合において甲に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

4 前条の規定による契約の一部又は全部の解除により乙に損害が生ずることがあっても、

甲は、その損害を賠償しないものとする。

- 5 甲は、契約を解除した場合において、乙が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。
- 6 前項に規定する既履行部分委託料は、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 7 第1項及び第2項の違約金は、第5項の甲が乙に支払う既履行部分委託料から控除することができる。

（損害賠償）

第16条 乙は、委託業務に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

（事故等の報告）

第17条 乙は、甲から貸与された資料、情報、機器等又はその管理するデータ等について漏えい、滅失、き損その他の事故が発生したときは、直ちに事故の拡大の防止、復元等の措置を講ずるとともに、事故の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（契約の費用）

第18条 この契約に要する費用は乙の負担とする。

（翌年度以降の契約の解除）

第19条 この契約は、地方独立行政法人山梨県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第41条第2項に基づく複数年の契約であり、翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があったときは、この契約は解除する。

（疑義等の決定）

第20条 この契約に定めのない事項については、会計規程及び地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程の定めるところによるものとする。

- 2 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年10月1日

甲 山梨県韮崎市旭町上條南割3314-13
地方独立行政法人山梨県立病院機構
山梨県立北病院長 宮田 量治

乙

